

平成31年度 市民税・県民税申告の手引き

平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に生じた所得の申告です。

申告期限は平成31年3月15日(金)です。

申告が必要な人とは

平成31年1月1日現在、いなべ市に住所があり、平成30年中（平成30年1月1日～12月31日）に所得があった人で次のいずれかに該当する人（確定申告をした人は除きます。）は、市民税・県民税の申告が必要となります。

- 事業所得（営業・農業など）、不動産所得（賃貸・貸地・駐車場など）などの給与所得以外の所得があった人
- 給与所得者で勤務先から市へ給与支払報告書が提出されなかった人（昨年中に退職した人、日雇い、パートなどを含みます。）
- 給与所得または公的年金所得の人で、他に各種所得のあった人
 - 給与所得または公的年金所得以外の所得の合計が20万円以下の人は確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。
- 給与所得または公的年金所得のみの人で、源泉徴収票に記載された所得控除（社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など）の内容に変更や追加がある人（公的年金等の収入金額が400万円以下で確定申告が不要の人を含みます。）

申告が必要でない場合でも

平成30年中に所得がなかった人は、上記の「申告が必要な人」には該当しませんが、次に掲げる場合は市民税・県民税の申告が必要です。なお、申告書提出の際には、申告書右下の「収入のなかった方」の欄へもご記入ください。

- 借入、扶養、住宅、教育、福祉関係などの申請に必要な「所得課税証明書」の発行を希望される場合
- 国民健康保険料などの軽減を受けようとする場合

申告に必要なもの

- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 個人番号確認と本人確認ができる書類（マイナンバーカード、個人番号通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証など）
- 平成30年中の所得がわかるもの

区 分	必 要 書 類
事業所得（営業・農業など）、不動産所得がある人	総収入金額と必要経費の内訳を記載した確定申告書の収支内訳書、農業所得内訳書
報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など
給与所得・各種年金・給付金などがある人	それぞれの源泉徴収票（原本）

- 各種控除を受けるための証明書など

控除の種類	必 要 書 類	控除の種類	必 要 書 類
社会保険料控除	平成30年中に支払った金額がわかる書類（国民年金保険料については、控除証明書）	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険・損害保険会社などから発行された支払額などの証明書	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知書、補填金がある場合はその金額がわかるもの
配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除	配偶者または扶養親族に所得がある場合、その所得を確認できるもの		

市民税・県民税が課税される人

平成31年度の市民税・県民税は、平成30年中の所得に応じて均等割および所得割が課税されます。

- 均等割・所得割の非課税基準**

区 分	要 件	
	扶養親族のある場合	扶養親族のない場合
均等割が課税されない人	合計所得金額が次の金額以下の場合 280,000円×人数（控除対象配偶者および扶養親族＋1）＋168,000円	合計所得金額が280,000円以下の場合
所得割が課税されない人	総所得金額等が次の金額以下の場合 350,000円×人数（控除対象配偶者および扶養親族＋1）＋320,000円	総所得金額等が350,000円以下の場合

区 分	要 件
均等割も所得割も課税されない人	1 生活保護法による生活扶助を受けている人 2 障害者、未成年者、寡婦または寡夫に該当する人で前年中の合計所得金額が125万円以下の場合

※ 「合計所得金額」とは、純損失・雑損失の繰越控除ならびに居住用財産の買換え等の譲渡損失・特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除および先物取引に係る雑所得等の損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額、分離短期譲渡所得金額（特別控除前）、分離長期譲渡所得金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額をいいます。

※ 「総所得金額等」とは、合計所得金額から上記各損失の繰越控除した後の金額をいいます。

- 例 扶養親族がなく、給与収入のみの場合**

給与収入（所得）	市民税・県民税		所得税
	均等割	所得割	
93万円以下（所得28万円以下）	非課税	非課税	非課税
93万円超100万円以下（所得28万円超35万円以下）	課税		
100万円超103万円以下（所得35万円超38万円以下）		課税	
103万円超（所得38万円超）			課税

配偶者・扶養控除等の範囲

- 配偶者控除・配偶者特別控除**

配偶者の給与収入（所得）	控除を受けられる人の所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超	
103万円以下（所得38万円以下）	控除を受けられる	控除を受けられない	
103万円超え 201.6万円未満（所得38万円超 123万円以下）			
201.6万円以上（所得123万円超）			

- 扶養控除**

被扶養者の給与収入（所得）	扶 養 控 除
103万円以下（所得38万円以下）	扶養に入れます
103万円超（所得38万円超）	扶養に入れません

市民税・県民税の計算のしかた

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総所得金額</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得控除の合計</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">課税総所得金額</div> <div style="margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民税 所得割の税率(6%)</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">調整控除</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税額控除</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">配当割額・株式等譲渡所得割額控除額</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得割額</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民税 所得割額</div> <div style="margin: 0 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">均等割額</div> </div>	}	市民税・県民税 年 税 額	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市民税 所得割の税率(4%)</div> <div style="margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得割額</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">調整控除</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税額控除</div> <div style="margin: 0 5px;">－</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">配当割額・株式等譲渡所得割額控除額</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">所得割額</div> </div>
				税率表
	区 分	市 民 税	県 民 税	
	均 等 割	3,500円	2,500円	
	所 得 割 (総合課税分)	6%	4%	

税額控除

調整控除（人的控除額の差額に基づく減額措置）

- 課税所得金額が200万円以下の場合
 - (1)と(2)のいずれか小さい額の5%を税額から控除
 - 人的控除額の差の合計
 - 課税所得金額
- 課税所得金額が200万円超の場合
 - (1)から(2)を引いた額の5%を税額から控除。ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円
 - 人的控除額の差の合計
 - 課税所得金額から200万円を差し引いた額

【市民税・県民税と所得税の人的控除額の差額】

控除の種類	控除を受けられる人の所得金額	市民税 県民税	所得税	人的控除額の差額	控除の種類	市民税 県民税	所得税	人的控除額の差額		
配偶者控除	一 般	900万円以下	33万円	38万円	5万円	扶 養 控 除	一 般	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円		特 定	45万円	63万円	18万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円		老 人	38万円	48万円	10万円
	900万円以下	38万円	48万円	10万円	同 居 老 親		45万円	58万円	13万円	
	老 人	900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円	障 害 者 控	障 害 者	26万円	27万円	1万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円		特 別 障 害 者	30万円	40万円	10万円
配 偶 者 特 別 控 除		配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	38万円超 900万円以下	33万円	38万円	5万円	障 害 者 控	同 居 特 別 障 害 者	53万円	75万円
	40万円未満 900万円超 950万円以下		22万円	26万円	4万円	寡 婦 控 除		一 般	26万円	27万円
	950万円超 1,000万円以下		11万円	13万円	2万円		特 別	30万円	35万円	5万円
	40万円以上 45万円未満 900万円超 950万円以下	22万円	26万円	2万円※1	寡 夫 控 除		一 般	26万円	27万円	1万円
	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	1万円※3		特 別	30万円	35万円	5万円	
	123万円未満	900万円以下				勤 労 学 生 控 除	一 般	26万円	27万円	1万円
		900万円超 950万円以下					基 礎 控 除	33万円	38万円	5万円
950万円超 1,000万円以下										

※1：税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除の差額（市・県民税33万円、所得税36万円）
※2：税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除×2/3の差額（市・県民税22万円、所得税24万円）
※3：税制改正前（平成30年度まで）の配偶者特別控除×1/3の差額（市・県民税11万円、所得税12万円）
※4：税制改正後に新たに控除の適用を受けるため、控除差額を起因とする新たな負担が生じることがないことから、調整控除の対象となりません。

住宅借入金等特別税額控除（控除限度額：97,500円（※136,500円））

前年分の所得税において住宅借入金等特別控除を受けた場合、次の(1)と(2)のいずれか少ない金額を所得割額から控除します。

(平成21年～33年(2021年)12月中に入居した場合に限ります。)

- 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除することができなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の額の100分の5（※100分の7）
※平成26年4月から平成33年(2021年)12月までの間に入居し、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合

配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

前年中の上場株式等の配当や上場株式等の譲渡益から引き去りされた市民税・県民税を所得割額から控除します。

寄附金税額控除

【寄附金税額控除の拡充】

平成25年から平成49年まで復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることとなります。

これに伴い、都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）に係る市民税・県民税の寄附金税額控除（特例控除額）について、平成26年から平成50年までの各年度に限り、復興特別所得税分（2.1%）に対応する率を減ずる調整が行われます。

【寄附金税額控除の計算方法】

平成30年中に支払った都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重支部に対する寄附金および三重県県税条例・いなべ市税条例において指定する団体への寄附金について、下記の計算方法で算出した額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

また、都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税）がある場合、特例控除額も加算します。地方団体や募金団体が発行した受領書や郵便振替の半券（原本）、募金要綱等の写し等の添付が必要です。

・寄附金税額控除＝（寄附金額－2,000円）×10%（市民税6%・県民税4%）

・特例控除額＝（寄附金額－2,000円）×（90%－前年の所得税の限界税率×1.021）

- ※ 控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%までです。
- ※ 所得税の限界税率とは、その人に適用される所得税の税率の中で最も高いものです。
- ※ ふるさと納税の特例控除の限度額は、市民税・県民税の調整控除後の所得割額の20%です。
- ※ ふるさと納税の特例控除額は、市民税と県民税で3：2に按分します。

配当控除

申告された配当所得の金額に次の表の率をかけた額を所得割額から控除します。ただし、上場株式等の配当所得を分離課税として申告された場合は、配当控除の適用はありません。

課税所得金額	市民税	県民税	※ 証券投資信託の収益の分配分には、一部配当控除の控除率が異なるものがあります。
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%	
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%	

【ご注意ください】

ふるさと納税「ワンストップ特例制度における申告特例の求めを行った場合であっても、市民税・県民税申告書を提出されたときは、申告特例の求めおよび申告特例通知書の送付についていずれもなかったものとみなされますので、寄附金につきましても申告する必要があります。

申告書の書き方

各種所得控除（所得から差し引かれる金額）

控除の種類	控 除 内 容	必要書類・記入の仕方																				
雑 損 控 除	災害や盗難、横領により生活に通常必要な資産（住宅や家財）に損害を受けた場合や火災に直接関連して支出をした場合に受けられる控除です。 【控除額】 次の①または②のいずれか多い金額 ① 差し引損失額－総所得金額等の合計額×10% ② 差し引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※ 「差し引損失額」とは、損害金額－保険金等で補填される金額 ※ 「災害関連支出の金額」とは、災害に関連して住宅家財等の取壊し、除去などのために支出した金額のことです。	領収書および被害状況がわかるもの ⑥に必要事項を記入																				
医療費控除	平成30年中にあなたが、あなたやあなたの家族のために医療費を支払った場合に受けられる控除です。 【対象となるもの】 診療、治療費、治療のための医薬品の購入代、入院費、通院費、介護保険制度の下で提供される一定のサービス（施設サービス、医療系サービスを伴う居宅サービス）、寝たきりの人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」、2年目以降は市長が交付した「おむつ使用証明書」が必要です。）など 【従来の医療費控除の控除額（控除限度額200万円）】 A＝支払った医療費の金額－保険金等で補填される金額 控除額＝A－10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額 【医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合の控除額（控除限度額88,000円）】 B＝支払った特定一般用医薬品等の購入金額－保険金等で補填される金額 控除額＝B－12,000円	医療費控除に関する明細書および医療費通知または医療費などの領収書補填金がある場合はその金額がわかるもの 医療費控除の特例の適用を受ける場合は上記の書類以外に一定の取組を行ったことを明らかにする書類 ⑥に必要事項を記入																				
社会保険料控	平成30年中にあなたが、次の社会保険料を支払った場合に受けられる控除です。 ① 国民健康保険料 ② 国民年金保険料 ③ 介護保険料 ④ 後期高齢者医療保険料 ⑤ その他の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料 【控除額】 平成30年中に支払った保険料の金額	平成30年中に支払った金額がわかる書類（国民年金保険料については、控除証明書） ⑥に必要事項を記入																				
小規模企業共済等掛金控	小規模企業共済制度に基づく掛金（第一種共済契約）または心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額】 平成30年中に支払った掛金の金額	領収書などの掛金を証明する書類 ⑥に掛金の金額を記入																				
生命保険料控	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額（控除限度額70,000円）】 次の計算式により算出した金額 <控除額の計算式> 1 旧制度適用契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料） <table border="1"><thead><tr><th>年間の支払保険料（A）</th><th>控 除 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>15,000円以下</td><td>(A)</td></tr><tr><td>15,000円超 40,000円以下</td><td>(A) × 0.5 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超 70,000円以下</td><td>(A) × 0.25 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>一律 35,000円</td></tr></tbody></table> 2 新制度適用契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料） <table border="1"><thead><tr><th>年間の支払保険料（B）</th><th>控 除 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000円以下</td><td>(B)</td></tr><tr><td>12,000円超 32,000円以下</td><td>(B) × 0.5 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超 56,000円以下</td><td>(B) × 0.25 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>一律 28,000円</td></tr></tbody></table> ※ 旧制度適用保険料と新制度適用保険料の両方がある場合は、①旧制度分のみで申告、②新制度分のみで申告、③新旧両制度分で申告のいずれかを選択できます。ただし、③新旧両制度分で申告する場合は、28,000円が上限となります。	年間の支払保険料（A）	控 除 額	15,000円以下	(A)	15,000円超 40,000円以下	(A) × 0.5 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	(A) × 0.25 + 17,500円	70,000円超	一律 35,000円	年間の支払保険料（B）	控 除 額	12,000円以下	(B)	12,000円超 32,000円以下	(B) × 0.5 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	(B) × 0.25 + 14,000円	56,000円超	一律 28,000円	生命保険会社等が発行する証明書 ⑥に必要事項を記入
年間の支払保険料（A）	控 除 額																					
15,000円以下	(A)																					
15,000円超 40,000円以下	(A) × 0.5 + 7,500円																					
40,000円超 70,000円以下	(A) × 0.25 + 17,500円																					
70,000円超	一律 35,000円																					
年間の支払保険料（B）	控 除 額																					
12,000円以下	(B)																					
12,000円超 32,000円以下	(B) × 0.5 + 6,000円																					
32,000円超 56,000円以下	(B) × 0.25 + 14,000円																					
56,000円超	一律 28,000円																					
地震保険料控	地震保険料等を支払った場合に受けられる控除です。 【控除額】 次の計算式により算出した金額 <控除額の計算式> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>支払保険料（A）</th><th>控 除 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>①地震保険料のみ</td><td>5,000円以下</td><td>(A) × 0.5（限度額25,000円）</td></tr><tr><td rowspan="2">②旧長期損害保険料のみ</td><td>5,000円超 15,000円以下</td><td>(A) × 0.5 + 2,500円</td></tr><tr><td>15,000円超</td><td>一律 10,000円</td></tr></tbody></table> ①と②の両方あり	区 分	支払保険料（A）	控 除 額	①地震保険料のみ	5,000円以下	(A) × 0.5（限度額25,000円）	②旧長期損害保険料のみ	5,000円超 15,000円以下	(A) × 0.5 + 2,500円	15,000円超	一律 10,000円	損害保険会社等が発行する証明書 ⑥に必要事項を記入									
区 分	支払保険料（A）	控 除 額																				
①地震保険料のみ	5,000円以下	(A) × 0.5（限度額25,000円）																				
②旧長期損害保険料のみ	5,000円超 15,000円以下	(A) × 0.5 + 2,500円																				
	15,000円超	一律 10,000円																				
寡 婦 控 除	次のいずれかの要件に該当する場合に受けられる控除です。 ① 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない人のうち、扶養親族または前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族とされている人を除きます。）を有する人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない人のうち、前年の合計所得金額が500万円以下である人 ③ 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない人のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である人 【控除額】 上記①または②に該当する人 260,000円 上記③に該当する人 300,000円	⑥に必要事項を記入																				
寡 夫 控 除	次の要件に該当する場合に受けられる控除です。 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない人または妻の生死の明らかでない人のうち、前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族とされている人を除きます。）を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である人 【控除額】 260,000円	⑥に必要事項を記入																				
勤 労 学 生 控 除	大学、高等学校などの学生および生徒で合計所得金額が65万円以下の場合に受けられる控除です。ただし、自己の勤労によらない所得が10万円を超える人は、控除が受けられません。 【控除額】 260,000円	⑥に必要事項を記入																				
障 害 者 控 除	あなたやあなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合に受けられる控除です。 【控除額】 障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居の特別障害者 530,000円 ※ 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳をもらっている人など精神や身体に障害のある人または年齢65歳以上の人で障害者に準ずる人として介護・高齢福祉担当課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人です。 ※ 特別障害者とは、重度の障害がある人（身体障害者手帳の表示が1・2級、療育手帳の表示がAなど）です。 ※ 扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も障害者控除を受けられます。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など ⑥に必要事項を記入																				
配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者で平成30年中の合計所得金額が38万円以下の場合に受けられる控除です。 【控除額】 あなたの合計所得金額に応じた次の表の控除額 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">配偶者の年齢</th><th colspan="3">控除を受けられる人の所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>70歳未満（昭和24年1月2日以後生まれ）</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>70歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></tbody></table> ※他の納税義務者の扶養親族、事業専従者または内縁の妻・夫は、控除の対象になりません。	配偶者の年齢	控除を受けられる人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	70歳未満（昭和24年1月2日以後生まれ）	33万円	22万円	11万円	70歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円	配偶者に所得がある場合、その所得を確認できるもの ⑨または⑩に必要事項を記入（※個人番号必要） 別居の場合は、「申告書右側の「13 別居の扶養親族等に関する事項」に必要事項を記入					
配偶者の年齢	控除を受けられる人の所得金額																					
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																			
70歳未満（昭和24年1月2日以後生まれ）	33万円	22万円	11万円																			
70歳以上（昭和24年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																			

平成31年度 市民税・県民税申告書

The form is divided into several main sections:

- Personal Information:** Includes name (いなべ市長), address (いなべ市 町), and birth date (平成31年 1月 1日).
- 3 所得から差し引かれる金額に関する事項:** A table for various deductions like disaster damage, medical fees, and social insurance.
- 4 所得から差し引かれる金額:** A table for income-related deductions such as spouse/dependent, disability, and family maintenance.
- 5 雑所得:** A table for miscellaneous income like interest, dividends, and rental.
- 6 基礎控除:** A table for basic deductions based on the number of family members.

住所・氏名・生年月日・個人番号は、必ず記入してください。

- ※ 個人番号確認及び本人確認書類として、概ね下記1～3のいずれかの書類を提示または写しを添付してください。
 - マイナンバーカード（両面）
 - 個人番号通知カードと運転免許証やパスポートなど顔写真付のもの
 - マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証やパスポートなど顔写真付のもの上記以外の書類でも本人確認書類として提出いただけますので、詳しくはお問い合わせください。

平成30年中に所得がなかった方の場合、申告書右下の「収入がなかった方」の欄にも記入してください。

所得金額（平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に生じた所得）

所得の種類	内 容	記 入 の 仕 方																										
営業所得	卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業、運輸業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得や、医師、弁護士、作家などの自由職業または漁業等農業以外の事業から生ずる所得です。	【営業等】 収入金額をアに記入 所得金額を①に記入 【農業】 収入金額をイに記入 所得金額を②に記入 【不動産】 収入金額をウに記入 所得金額を③に記入 <所得金額> 収入金額－必要経費																										
農 業 得	農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼業する家畜などの事業から生ずる所得です。	申告書右側の「8 事業・不動産所得に関する事項」に必要事項を記入																										
不 動 産 得	地代、駐車場代、家賃、貸店舗、貸事務所等の賃料、権利金、礼金などから生ずる所得です。	申告書右側の「8 事業・不動産所得に関する事項」に必要事項を記入																										
利 子 得	利子所得については、原則として、市民税・県民税5%が特別徴収（所得税は15%の源泉徴収）される一律分離課税となっています。	収入金額をエに記入 所得金額を④に記入																										
配 当 得	株式・出資配当金による所得です。株式の購入や出資するために借り入れた負債の利子は、経費になります。上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受ける配当を除く。）については申告不要ですが、申告して総合課税または分離課税のどちらかを選択することもできます。分離課税を選択される場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」に相当の金額等を記入してください。なお、上場株式等の配当を申告される際は、「上場株式配当の支払通知書」等を添付してください。	収入金額をオに記入 所得金額を⑤に記入 申告書右側の「9 配当所得に関する事項」に必要事項を記入																										
給 所 得	俸給、給与、賞与などの所得です。所得の額は、次の表に基づき計算します。 【給与と所得の計算表】 <table border="1"><thead><tr><th>給与等の収入金額（A）</th><th>給与と所得の金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>～ 650,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>651,000円～1,618,999円</td><td>(A) - 650,000円</td></tr><tr><td>1,619,000円～1,621,999円</td><td>969,000円</td></tr><tr><td>1,622,000円～1,623,999円</td><td>970,000円</td></tr><tr><td>1,624,000円～1,627,999円</td><td>972,000円</td></tr><tr><td>1,628,000円～1,799,999円</td><td>974,000円</td></tr><tr><td>1,800,000円～3,599,999円</td><td>(A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) (B) × 2.4</td></tr><tr><td>3,600,000円～6,599,999円</td><td>(B) × 2.8 - 180,000円</td></tr><tr><td>6,600,000円～9,999,999円</td><td>(B) × 3.2 - 540,000円</td></tr><tr><td>10,000,000円～</td><td>(A) × 0.9 - 1,200,000円</td></tr><tr><td></td><td>(A) - 2,200,000円</td></tr></tbody></table>	給与等の収入金額（A）	給与と所得の金額	～ 650,999円	0円	651,000円～1,618,999円	(A) - 650,000円	1,619,000円～1,621,999円	969,000円	1,622,000円～1,623,999円	970,000円	1,624,000円～1,627,999円	972,000円	1,628,000円～1,799,999円	974,000円	1,800,000円～3,599,999円	(A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) (B) × 2.4	3,600,000円～6,599,999円	(B) × 2.8 - 180,000円	6,600,000円～9,999,999円	(B) × 3.2 - 540,000円	10,000,000円～	(A) × 0.9 - 1,200,000円		(A) - 2,200,000円	収入金額の合計金額をカに記入 所得金額を⑥に記入 ※ 勤務先からもらった源泉徴収票を必ず持参してください。		
給与等の収入金額（A）	給与と所得の金額																											
～ 650,999円	0円																											
651,000円～1,618,999円	(A) - 650,000円																											
1,619,000円～1,621,999円	969,000円																											
1,622,000円～1,623,999円	970,000円																											
1,624,000円～1,627,999円	972,000円																											
1,628,000円～1,799,999円	974,000円																											
1,800,000円～3,599,999円	(A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) (B) × 2.4																											
3,600,000円～6,599,999円	(B) × 2.8 - 180,000円																											
6,600,000円～9,999,999円	(B) × 3.2 - 540,000円																											
10,000,000円～	(A) × 0.9 - 1,200,000円																											
	(A) - 2,200,000円																											
雑 所 得	<公的年金等に係る雑所得> 恩給、国民年金・厚生年金・厚生年金基金等の公的年金などの所得です。所得の額は、次の表に基づき計算します。 【公的年金等に係る雑所得の計算表】 <table border="1"><thead><tr><th>受給者の年齢</th><th>公的年金等の収入金額（A）</th><th>公的年金等の所得金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">65歳未満の人（昭和29年1月2日以後に生まれた人）</td><td>～ 700,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>700,001円～1,299,999円</td><td>(A) - 700,000円</td></tr><tr><td>1,300,000円～4,099,999円</td><td>(A) × 0.75 - 375,000円</td></tr><tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td>(A) × 0.85 - 785,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">65歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）</td><td>7,700,000円～</td><td>(A) × 0.95 - 1,555,000円</td></tr><tr><td>～ 1,200,000円</td><td>0円</td></tr><tr><td>1,200,001円～3,299,999円</td><td>(A) - 1,200,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">65歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）</td><td>3,300,000円～4,099,999円</td><td>(A) × 0.75 - 375,000円</td></tr><tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td>(A) × 0.85 - 785,000円</td></tr><tr><td>7,700,000円～</td><td>(A) × 0.95 - 1,555,000円</td></tr></tbody></table>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の所得金額	65歳未満の人（昭和29年1月2日以後に生まれた人）	～ 700,000円	0円	700,001円～1,299,999円	(A) - 700,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円	65歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,555,000円	～ 1,200,000円	0円	1,200,001円～3,299,999円	(A) - 1,200,000円	65歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,555,000円	※ 公的年金等の受給者には、毎年日本年金機構などから翌年分の「扶養親族等申告書」が送られてきます（年金額によっては送付されません）。この書類を提出することにより「配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、特別寡婦控除、寡夫控除」を申告することができます。しかし、上記の所得控除以外の控除を受けるためには、確定申告または市民税・県民税申告をする必要があります。
受給者の年齢	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の所得金額																										
65歳未満の人（昭和29年1月2日以後に生まれた人）	～ 700,000円	0円																										
	700,001円～1,299,999円	(A) - 700,000円																										
	1,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円																										
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円																										
65歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,555,000円																										
	～ 1,200,000円	0円																										
	1,200,001円～3,299,999円	(A) - 1,200,000円																										
65歳以上の人（昭和29年1月1日以前に生まれた人）	3,300,000円～4,099,999円	(A) × 0.75 - 375,000円																										
	4,100,000円～7,699,999円	(A) × 0.85 - 785,000円																										
	7,700,000円～	(A) × 0.95 - 1,555,000円																										
総 合 渡	<公的年金等以外の雑所得> 生命保険契約などに基づく年金、互助年金の収益金、著述家以外の原稿料、印税、講演料などの所得です。所得金額は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。 自動車・機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得です。その資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期、それ以外は短期です。ただし、土地・建物等を譲渡した場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」に記入してください。	収入金額をクに記入 公的年金等の所得金額と公的年金等以外の所得金額の合計金額を⑦に記入 詳しくは、お問い合わせください。																										
一 時 得	生命保険契約、損害保険契約などに基づく一時金・満期保険金、借家の立退料（借家権の譲渡は除かれます。）、競馬・競輪の払戻金、クイズなどの賞金など対価性のない一時的な性質の所得です。一時所得の金額は、次の計算式に基づき計算します。（収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額（原則50万円））	一時所得の金額をサに記入 一時所得の金額を1/2した金額を⑧に記入 申告書右側の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に必要事項を記入																										

この手引きは、市民税・県民税の一般的な事柄について記載してあります。ご不明な点がございましたら、市民税課（TEL：0594-74-5831（平成31年2月～4月迄）、TEL:0594-86-7794（平成31年（2019年）5月以降））までお問い合わせください。なお、この手引きは現行法により作成されているため、法律等が改正された場合、内容が変わることがあります。